平成２８年（フ）第９７４号
東京都武蔵村山市学園１丁目119番地の８
債務者　山田　文隆
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９７５号
東京都東大和市向原３丁目10番地15―302号
債務者　山田　清次
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４３号
栃木県宇都宮市大寛２丁目１―24　レジデンス大寛807号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市見野217番地
債務者　伊藤加奈子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４９号
栃木県鹿沼市千渡1605番地66　アップルガーデンＣ―106、前住所栃木県鹿沼市緑町３丁目７番12号　ひまわりコーポ　Ｂ―103号
債務者　斉藤　裕紀
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５０号
栃木県宇都宮市大曽４丁目10番４号　リリーレッツ205
債務者　岡川登代子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８８号
静岡市駿河区中田本町11番17―202号
債務者　小泉　正克
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４２号
静岡県藤枝市前島１丁目16番１―805号　エンブル・ガーデン藤枝
債務者　飯塚　直子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９４号
岡山市東区西大寺射越266番地１サニーグレイス103、旧住所千葉県野田市中根126番地の19クォード山口Ⅱ　Ｂ201
債務者　坂本　澄美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１２号
岡山市南区浜野３丁目21番17号108
債務者　吉川　光弘
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
北海道野付郡別海町別海宮舞町147、住民票上の住所北海道野付郡別海町別海212番地の６
債務者　大泉石材こと　小泉　全功
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後２時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３１号
北海道根室市宝町３丁目55番地
債務者　山下　良紀
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３３号
北海道標津郡中標津町東17条北７丁目１番地１　東中団地51―１Ｂ―３ＤＫ―３
債務者　久保田雅志
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後３時
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第７４４９号
東京都文京区千駄木３丁目48―２―901
債務者　坂野あけみ
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９号
長崎県南島原市布津町甲81番地２
債務者　大平　克也
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後２時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１８４８号
横浜市戸塚区吉田町930番地１　トビーズ第３ビル205号
債務者　竹内　香織
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部